

【タイトル】税務研究部会 12月研修会

【日時】平成19年12月5日(水) PM3:00~5:00

【場所】法人会館2階会議室

【演題】「課税どこまで?クイズ」

【講師】和久 審理担当調査官(法人課税第一部門)

【内容】法律学的見地から見てユニークな税の知識を、設問に答える形式で学んだ。

(1) 印紙税

非課税にならない領収書はどれか?

領収証 31,000円(但し、本体620,000円の消費税分として)

領収証 31,000円(但し、消費税1,476円を含む)

領収証 31,000円(但し、クレジット払いと記載されている)

【解答】

預かり証(消費税のみが記載された領収証)は30,000円未満は非課税だが、この場合それ以上なので一律200円を貼付。

クレジット払いの領収書は、印紙税上の領収書ではなく(金を受け取った訳ではない)不課税。

(2) 消費税

非課税でないのは、次のうちどれか?

ウィークリーマンションの賃借料

賃借人が転貸する事を前提としたアパートの賃借料(社宅)

【解答】

居住用資産の賃貸借の対価は非課税となっているが、は旅館業法の宿泊施設に当たり居住用資産でない。

(3) 源泉所得税

給与所得の源泉徴収が必要なのはどちらか?

死亡した社員の家族に交付する退職金

予告期間無しで解雇する社員に支給する解雇予告手当(給与の1ヶ月分)

【解答】

は、遺族の相続財産（但し、3年以内に確定したもの）。は、「退職しなければ支給されないもの」であるので、退職所得であり源泉所得税の対象となる。

（４）法人税

法人税申告の際、「交際費等」（一部損金不算入になる金額）に該当しないのはどれか？

得意先の社長と居酒屋で打ち合わせをした。（2人で10,000円）

従業員の退職防止のため、料理店でもてなした。（6人で30,000円）

【解答】

ともに「交際費等においては、『飲食その他』の為の費用で1人5,000円以内のものは対象から除かれる」規定に当てはまるように思われるが、5,000円以内の規定は更に「役員若しくは従業員またはこれらの親族」に対するものを除くと規定されている。故に は、交際費等と判断される。



ユニークな話題に、質疑応答も活発